

## 滋賀県環境影響評価技術指針の改正について

### 1. 背景

平成 25 年 3 月 29 日に公布された滋賀県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成 25 年条例第 39 号）第 2 条の施行に伴い、滋賀県環境影響評価技術指針（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）の一部を改正するもの。

### 2. 技術指針の改正内容

#### (1) 計画段階配慮事項の検討を行うべき段階〈新規追加〉

- 計画段階配慮事項の検討は、事業を実施する区域の位置もしくは事業の規模または建造物等の配置もしくは構造を検討する段階に行う。

#### (2) 計画段階配慮事項の選定〈新規追加〉

- 事業を実施する区域の位置もしくは事業の規模または建造物等の配置もしくは構造に関する適切な複数案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に示し、位置等に関する複数案を設定しない場合は理由を明記する。また、位置等に関する複数案を設定する場合は、位置または規模に関する複数案を優先するよう努める。
- 代替事業により、事業を実施しない案を含めた検討が現実的である場合は、これを位置等に関する複数案に含めるよう努める。そうでない場合はその旨を明らかにするよう努める。
- 計画段階配慮事項は、事業特性および地域特性に関する情報を踏まえ、事業の実施（工事の実施、土地または工作物の存在および状態、ならびに当該土地または工作物において当該配慮対象事業の用の廃止までの間に行われることが予定される事業活動その他の人の活動）に伴って重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定する。
- 計画段階配慮事項を選定するに当たっては、事業特性に応じて環境要因を適切に区分し、当該影響要因ごとに検討する。また、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定する。当該助言の内容および当該専門家等の専門分野を開示することに加えて、当該専門家等の所属機関の種別を開示するよう努める。

#### (3) 計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定〈新規追加〉

- 「生態系」に関する調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、自然林等のまとまって存在する重要な自然環境を把握し、それらに対する環境の程度を把握できるようにすること。（「生態系」以外の環境要素に関する手法選定は、基本的に方法書以降の手続きに同じ。）

- 調査は、原則として既存資料により実施し、必要に応じて専門家等からの聴取や現地調査等の方法により情報を収集する。予測は、可能な限り定量的に行う。評価は、位置等に関する複数案が設定されている場合には、当該複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を比較することにより行う。

#### (4) 計画段階配慮事項について意見を求める場合〈新規追加〉

- 一般に対し環境の保全の見地からの意見を求めることを基本とし、求めない場合は理由を明らかにする。また、計画立案に複数の段階がある場合は、段階ごとに意見を求めるよう努める。

#### (5) 環境影響評価項目選定等〈一部改正〉

- 評価項目および調査・予測・評価の手法の選定に当たって整理する地域特性・事業特性は、計画段階配慮事項の検討の経緯を整理した上で、把握することとする。
- 事業特性の把握に当たっては、事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経過と内容を把握することとする。
- 評価項目および調査・予測・評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合は、当該助言の内容および当該専門家等の専門分野を開示することに加えて、当該専門家等の所属機関の種別を開示するよう努めることとする。
- 調査・予測・評価の手法の選定に当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集した情報およびその結果を最大限活用することとする。
- 方法書には、対象事業の背景、経緯および必要性を明らかにするよう努めることとする。

#### (6) 環境保全措置〈一部改正〉

- 計画段階配慮書において位置等に関する複数案の比較を行った場合は、環境保全措置の検討に当たって、当該複数案から位置等の決定に至る過程で、どのように環境影響が回避または低減されているかの検討の内容についても明らかにすることとする。

### 3. 今後の予定

公布：平成 26 年 1 月上旬

施行：平成 26 年 4 月 1 日

## 滋賀県環境影響評価条例（抜粋）

### 第2章 技術指針

（技術指針の策定等）

第4条 知事は、滋賀県環境基本条例（平成8年滋賀県条例第18号）第10条第1項各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価が適正に実施されるようにするため、次に掲げる事項に関する技術的な指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

- （1） 第5条の2に規定する計画段階配慮事項の選定に関する事項
- （2） 第5条の2に規定する計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価の手法の選定に関する事項
- （3） 環境影響評価の項目の選定に関する事項
- （4） 環境影響評価の項目に係る調査、予測および評価の手法の選定に関する事項
- （5） 環境の保全のための措置に関する事項（環境の保全の見地から考慮すべき事項を含む。）
- （6） 環境影響を受ける範囲であると認められる地域に関する事項
- （7） 第5条の3第1項の計画段階環境配慮書、第6条第1項の環境影響評価方法書、第12条第1項の環境影響評価準備書、第19条第2項の環境影響評価書および第32条に規定する事後調査報告書の作成方法に関する事項

第5条 知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

2 知事は、技術指針を定め、または改定しようとするときは、滋賀県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

3 知事は、技術指針を定め、または改定したときは、その内容を告示するものとする。

（※下線部は平成26年4月1日施行）

# 環境影響評価技術指針の改正について

滋賀県環境影響評価条例の一部改正(平成25年3月29日公布、平成26年4月1日施行)に伴い、技術指針の一部改正を行う。

## 計画段階配慮事項の選定

### ☆複数案を原則設定

- 複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにする。
- 位置・規模等に係る複数案を検討するよう努める。
- 現実的である場合に限り、事業を実施しない案(ゼロ・オプション)を含めるようにする。

### ☆計画段階配慮事項の選定

- 環境要素の選定は、事業特性・地域特性を踏まえ、重大な影響を受けるおそれのあるものを選定する。
- 選定には、環境要素を適切に区分し、影響要因ごとに検討する。
- 必要に応じ、専門家等の助言を受けて選定する。

## 計画段階配慮事項の調査・予測・評価

### ☆「生態系」に「重要な自然環境のまとまり」の考え方を導入

- 自然林等のまとまって存在する重要な自然環境を把握し、それらに対する環境影響の程度を把握する。
- 生態系以外の環境要素については、EIAと考え方は共通。

### ☆既存資料による調査

- 調査は原則として既存資料により実施する。
- 必要な情報が得られない場合は、専門家等から知見を収集する。それでも必要な情報が得られない場合は、現地調査・踏査等を実施する。

### ☆予測は可能な限り定量的に実施

### ☆評価は、複数案ごとの選定事項について環境影響の程度を比較

## 計画段階配慮事項への意見の聴取

### ☆意見聴取を原則実施

- 一般から環境の保全の見地からの意見を求めることを基本とする。
- 求めない場合は、その理由を明らかにする。

## 環境影響評価項目等選定事項

### ☆計画段階配慮事項の検討の活用

- 項目・手法の選定には、計画段階配慮事項の検討の経緯を整理して把握する。
- 事業特性の把握には、環境保全の配慮に係る検討の経過と内容を把握する。
- 調査・予測・評価の手法の選定には、計画段階配慮事項の検討で収集した情報と結果を最大限活用する。（ティアリング）

### ☆対象事業の必要性等の明示

- 方法書には、対象事業の背景・経緯・必要性を明らかにするよう努める。

## 環境保全措置

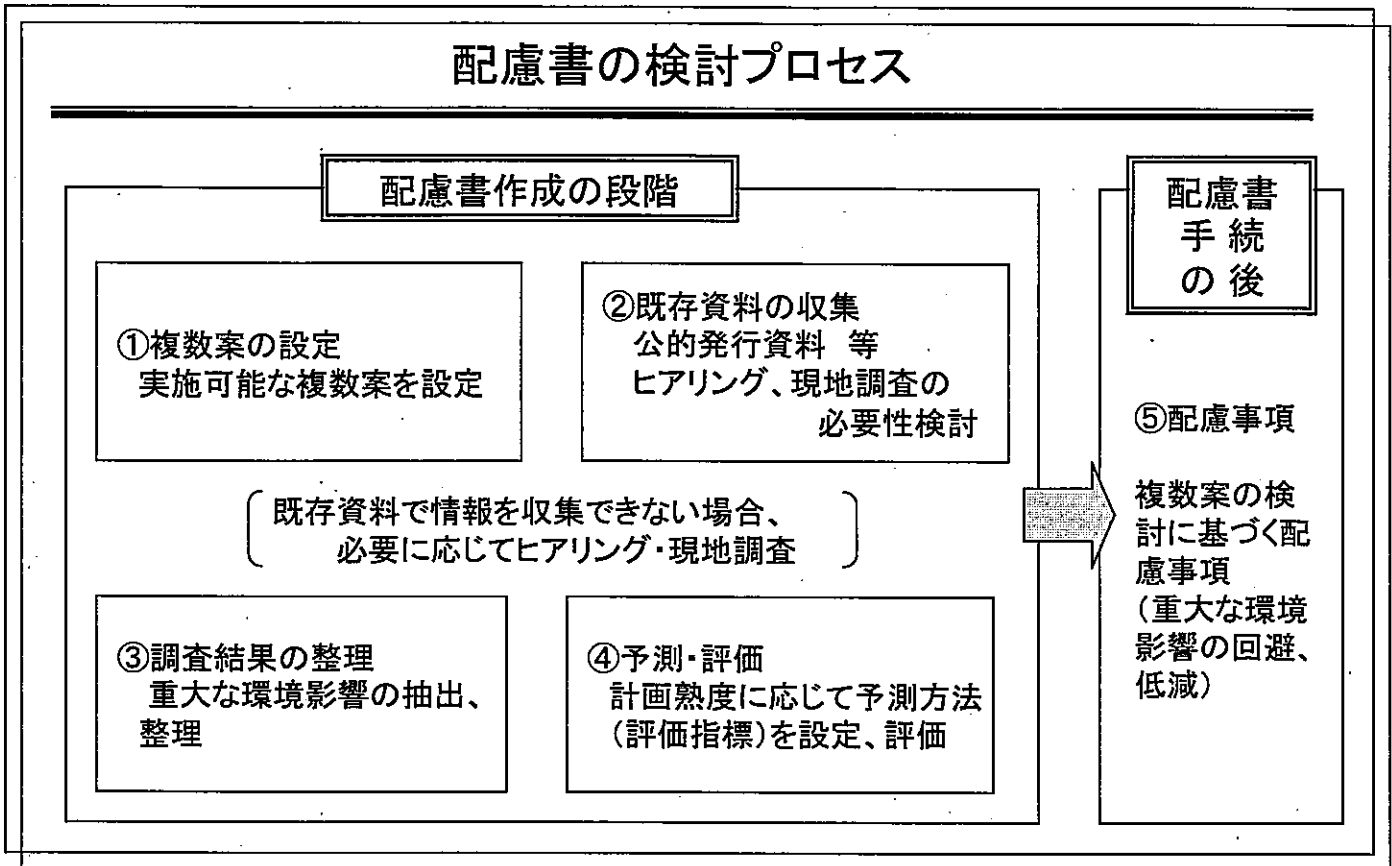
### ☆配慮書から評価書までの一連の環境配慮

- 計画の複数案から位置等の決定に至る過程で、環境保全措置の検討に当たり、どのように環境影響が回避・低減されているかを明らかにする。

## 今後の予定

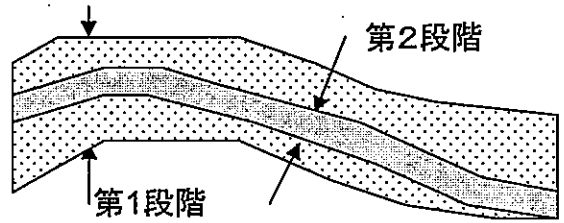
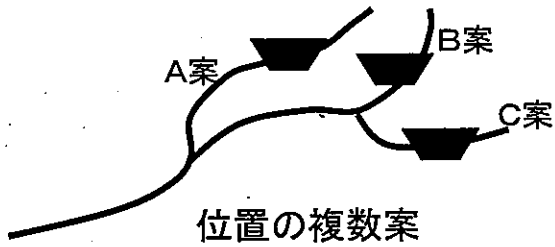
公布 平成26年1月上旬  
施行 平成26年4月1日

## 配慮書の検討プロセス



## 事業別複数案のイメージ

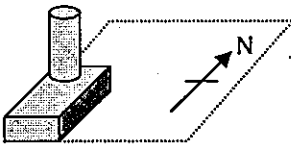
### ● 位置・規模の検討



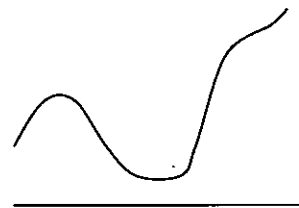
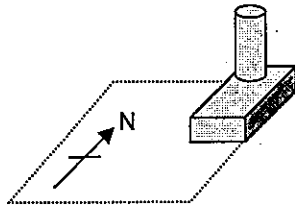
幅を持ったルート帯からの範囲の絞込み

### ● 配置・構造の検討

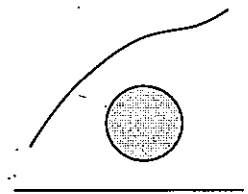
敷地の南西に配置



敷地の北東に配置



切土構造

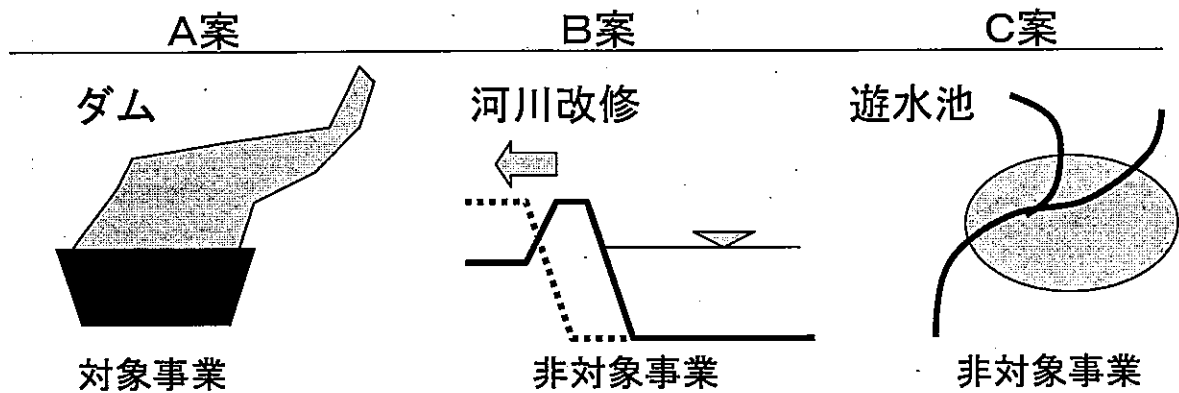


トンネル構造

## ゼロ・オプションのバリエーション

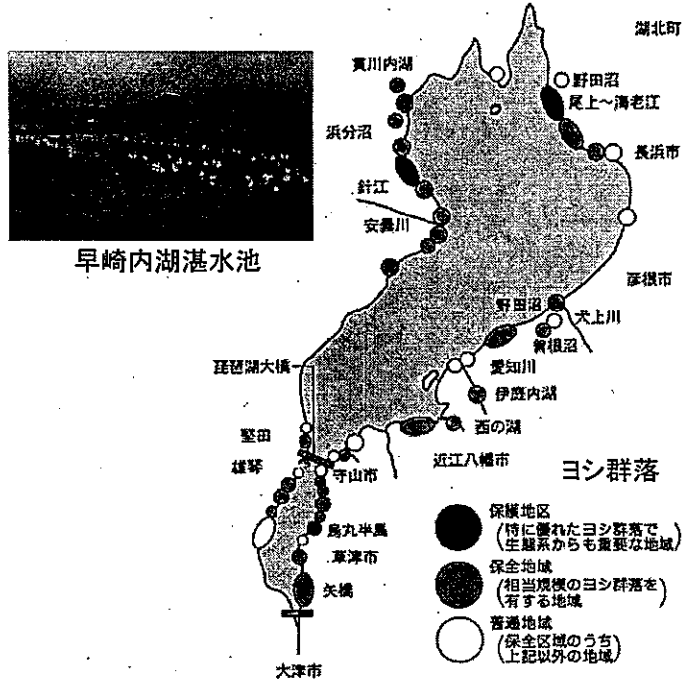
対象事業以外の施策組み合わせ案や対象になる規模未滿の事業を複数案に含む場合は、ゼロ・オプションの一種とみなす。

(例) 洪水対策事業

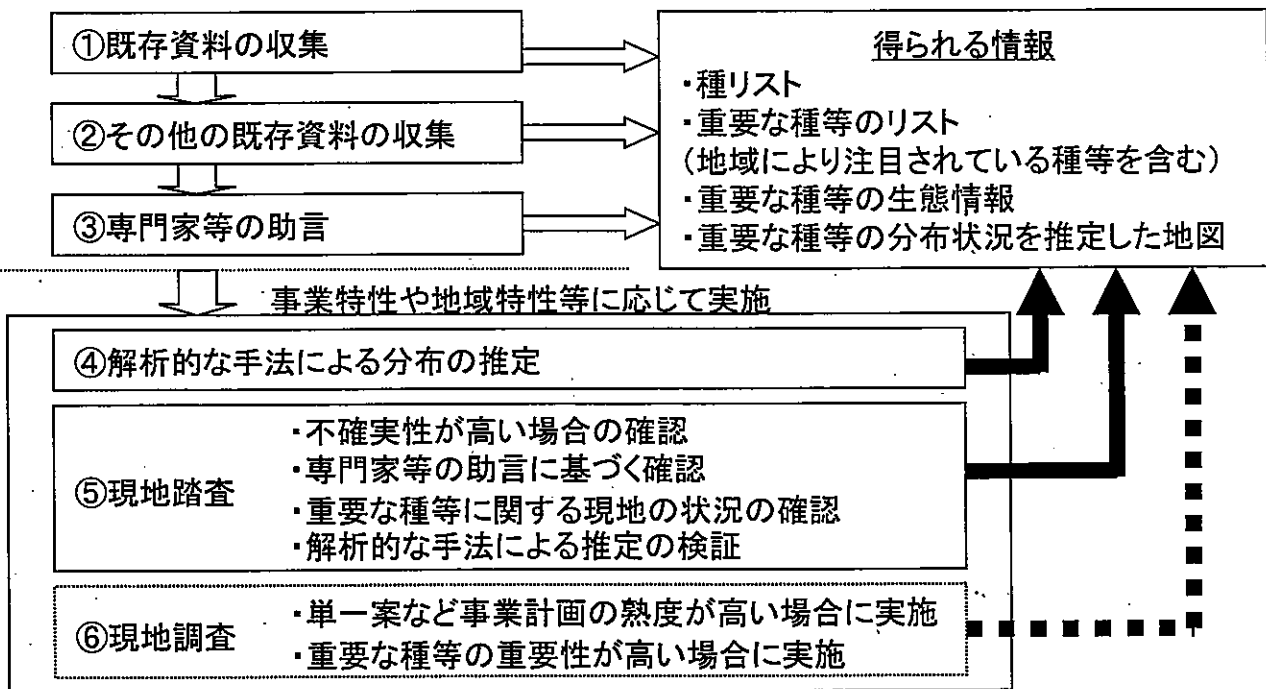


## 重要な自然環境のまとめりの場

- 自然林、ヨシ群落、湿地、内湖、自然湖岸などで、改変により回復が困難で脆弱な自然環境
- 里地、里山、氾濫源の湿地帯、河畔林などで、減少または劣化しつつある自然環境
- 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有するヨシ群落、土砂崩壊防止機能を有する緑地などで、地域における重要な自然環境
- 斜面林、社寺林、屋敷林などの樹林地・緑地や水辺などで、地域を特徴づける重要な自然環境



## 配慮書手続における情報収集の流れ(生態系)





## ティアリング

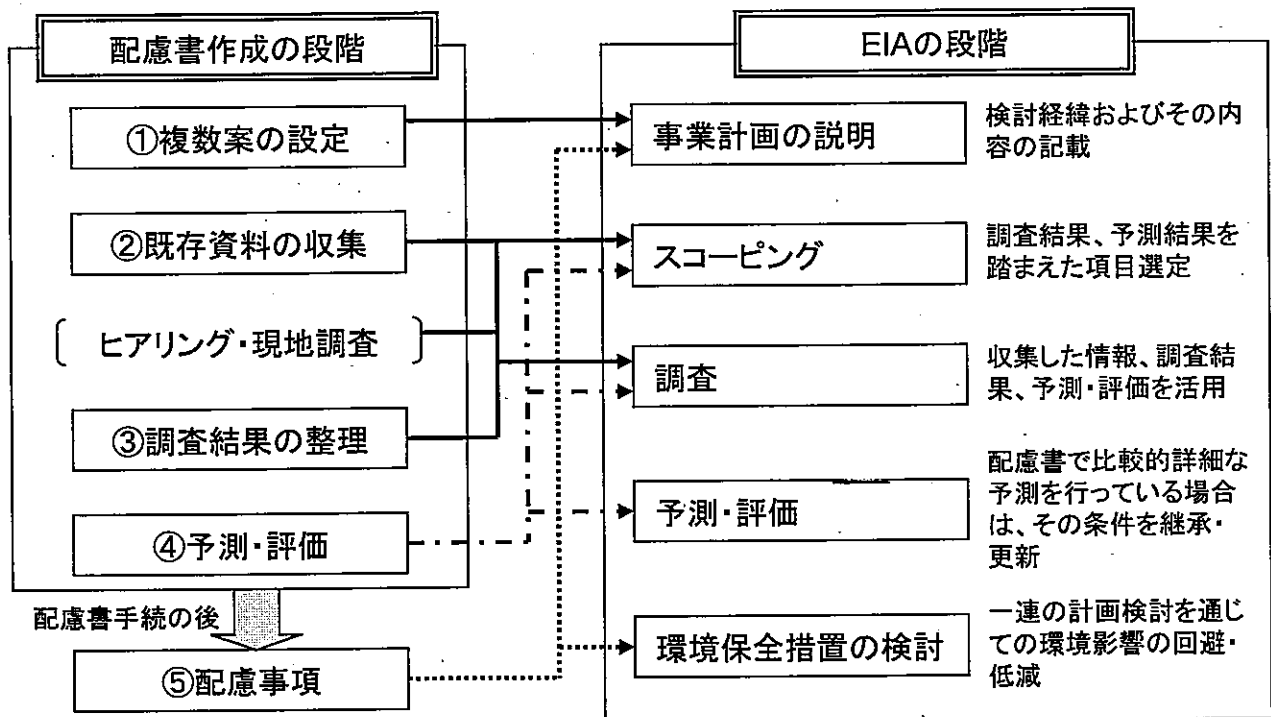
### ◇ティアリングとは

配慮書以降の環境影響評価の手続きを効率的かつ合理的に行うため、配慮書の結果や意見等を方法書以降の手続きにおいて活用・反映すること。

### ◇配慮書作成にあたり、後のEIA段階において以下の項目に活用可能

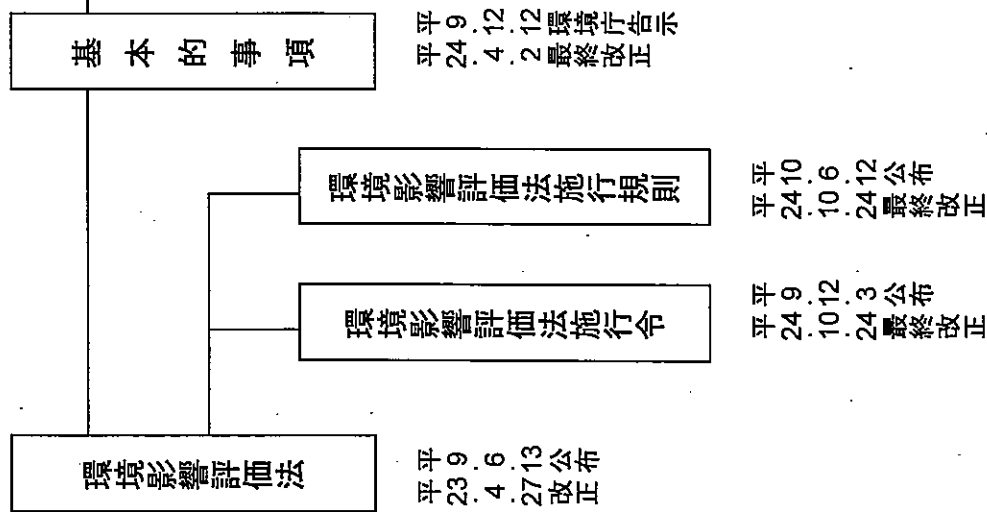
- 1) 事業計画の説明への活用
- 2) 調査結果(データ)の活用
- 3) スコーピングへの活用
- 3) 予測結果の活用
- 4) 環境影響の回避・低減の説明への活用

## ティアリングを実施する場所

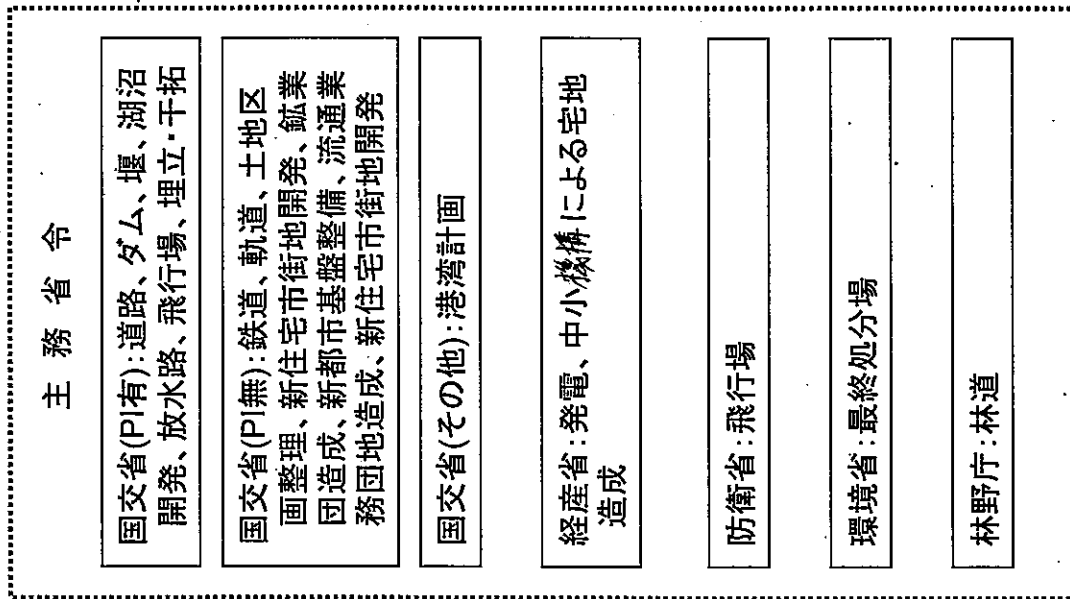
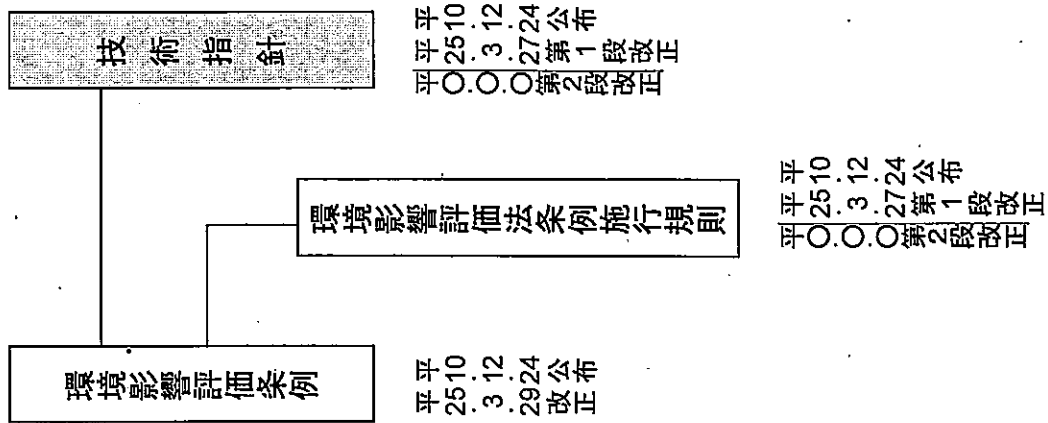


# 環境影響評価制度の体系

## 【法律】



## 【条例】



H24.11.6~H25.4.1最終改正

主務省令改正点 事業種別一覧①

事業種 (所管省庁)	廃棄物処分場 (環境省)	発電所 (経産省)	道路、飛行場、埋立、 ダム等(PI有)(国交省)	鉄道、土地区画整理等 (PI無)(国交省)
事業主体特色	一部民間事業	全て民間	公共事業が主	公共・民間事業が混在
形態	位置・規模または配置・ 構造	配置・構造または位置・ 規模*1	位置および規模*2	
設定しない場合	理由を明記			
優先順位	位置・規模を優先	明記無し*1	明記無し*3	
ゼロ・オプション	合理的である限り複数案に含める 設定しない場合は理由を 明記する			
環境要素	EIAと同じ		「温室効果ガス等」はない*4	
手法	調査は、原則として既存資料により実施 予測は、可能な限り定量的に行う 評価は、複数案ごとの環境影響の程度を比較			
不確実性	内容を明らかにする	明記無し*1	内容を明らかにする	
基本的方針	配慮書の案または配慮書で意見聴取を行うよう努める 意見聴取を行わない場合は、理由を明記する			
「配慮書の 案」の扱い	「配慮書の案」で聴取し、 その場合、一般、自治体 の順とするよう努める	「配慮書の案」で聴取す る場合は、一般、自治体 の順とするよう努める	明記無し*5	「配慮書の案」で聴取し、一般、 自治体の順とするよう努める
多段階の意 見聴取	実施に努める	記述無し*5		記述無し
意見聴取の 期間	一般30日／自治体60日以上の適切な期間			一般30日／自治体60日以上 の適切な期間
配慮書手続				
複数案				
調査予測評価				
意見聴取				

## 主務省令改正点 事業種別一覽②

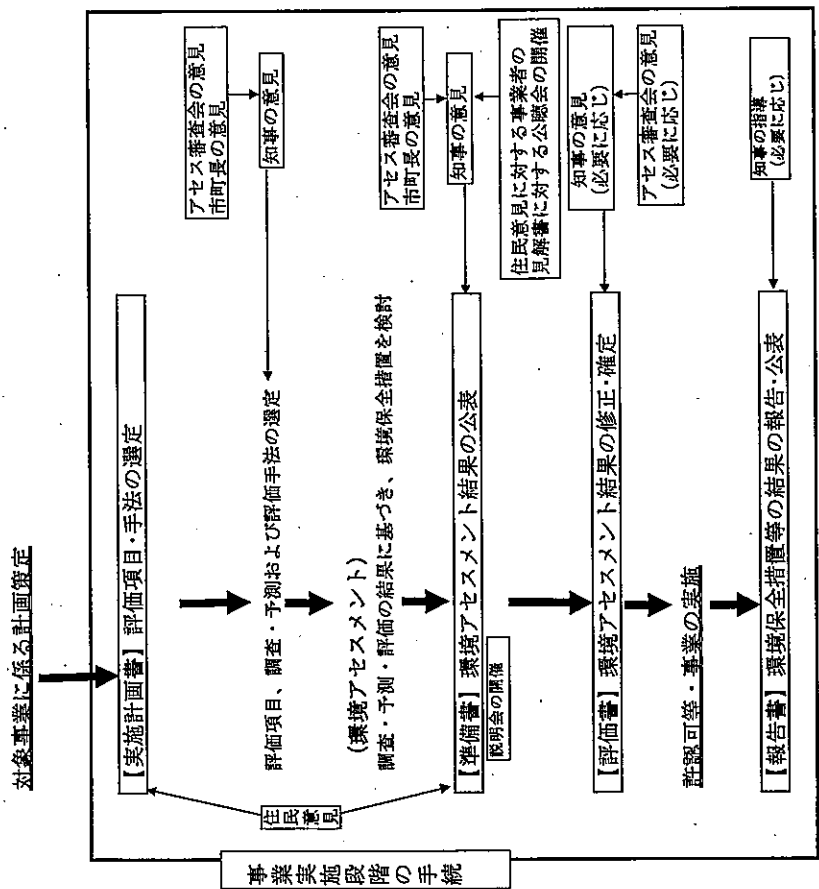
事業種 (所管省庁)	廃棄物処分場 (環境省)	発電所 (経産省)	道路、飛行場、埋立、ダム等(PI有)(国交省)	鉄道、土地区画整理等(PI無) (国交省)
事業主体特色	一部民間事業	全て民間	公共事業が主	公共・民間事業が混在
スクリーニング	「生態系」に重要な自然環境のまとまりの場としてとらえる考え方を導入			
環境影響評価項目等選定指針(EIA段階)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境要素の「騒音」を「騒音(低い周波数帯の者を含む)および超低周波」とする</li> <li>・調査、予測、評価の手法選定にあたり、計画段階配慮事項の検討結果を最大限活用する(ティアリング)</li> <li>・調査、予測の手法選定にあたり、最新の科学的知見を反映するよう努める</li> <li>・項目、手法選定にあたり、助言を受けた専門家の所属の種別を開示するよう努める</li> </ul>			
環境保全措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階配慮の複数案から位置等の決定に至る過程での環境影響の回避、低減の程度についての検討の内容を明らかにする</li> <li>・事後調査、環境保全措置の検討は、必要に応じ専門家の助言を受ける等により、客観的かつ科学的に行う</li> </ul>			
報告書手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業(工事)完了段階で報告書を作成する</li> <li>・工事中に講じた環境保全措置の効果を確認し、報告書に記載</li> </ul>			
参考項目・参考手法	参考項目に、建設工事からのCO2排出を追加	風力発電の「騒音・低周波音」を「騒音・超低周波音」に変更	変更なし	

- \* 1 民間事業であり、計画段階では相当程度熟度が高まっていると想定
- \* 2 配置または構造に係る複数案の設定が環境負荷の観点から比較に乏しいと想定
- \* 3 形態において位置および規模のみを設定のため
- \* 4 ほとんど建設工事業であり、温室効果ガス等の比較、評価が困難
- \* 5 計画段階では既に相当程度熟度が高まっていると想定され、多段階の設定が困難

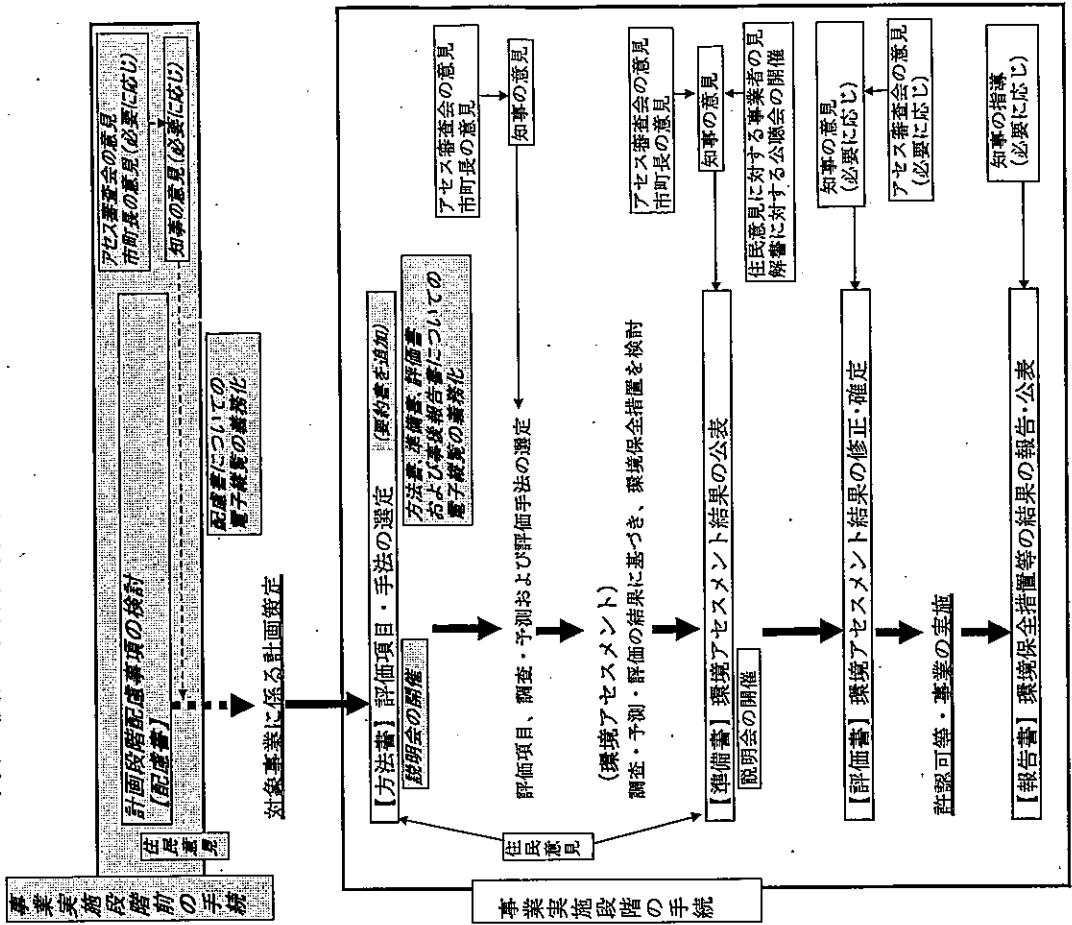
〔※他に、経産省所管の中小機構による宅地造成事業、防衛省所管の飛行場、林野庁所管の林道事業があるが、これらは廃棄物処分場主務省令とほぼ同じ内容〕

滋賀県環境影響評価条例の改正(H25.3.29公布)について

(改正前) 環境影響評価条例 手続フロー



(改正後) 環境影響評価条例 手続フロー



条例改正の  
主な項目

施行 H26.4.1~  
配慮書の導入

施行 H25.4.1~  
方法書における  
説明会の開催・  
要約書の追加  
電子署名の  
導入

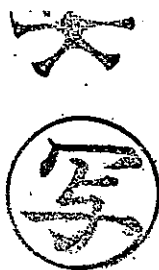
法と条例の対象事業の比較

対象	法律		条例	
	※国が免許・補助金・法律設置法人・直接事業等の一定の関与する事業 対象事業の種類	対象規模要件 第1種事業	対象事業の種類	対象規模要件
道路	高速自動車道	すべて	一般道路	4車線以上・7.5km以上
	首都高速道路など 一般国道	4車線以上のもの 4車線以上・10km以上	一般道路(改築)	7.5km以上
	大規模林業園開発林道	幅員6.5m以上・20km以上	自然公園特別地域道路	2車線以上(林道は幅員が5mを超えるもの)・2km以上
河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上	自然公園特別地域道路(改築)	改築(バイパス)2km以上
	放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	ダム、堰(改築)	湛水面積50ha以上 25ha以上増
鉄道	新幹線鉄道	すべて	放水路、捷水路	改変面積20ha以上
	鉄道、軌道	長さ10km以上	湖沼水位調節施設	露出面積50ha以上
飛行場	飛行場	滑走路長2500m以上	鉄道、軌道	7.5km以上
	飛行場	滑走路長1875m以上	鉄道、軌道(改良)	7.5km以上
発電所	水力発電所	出力3万kW以上	飛行場	滑走路長1,875m以上
	火力発電所	出力15万kW以上	飛行場(滑走路の延長)	375m以上
	風力発電所	出力1万kW以上	水力発電所	出力2万kW以上
	地熱発電所	出力1万kW以上	水力発電所(規模の変更)	2万kW以上
	原子力発電所	出力1万kW以上	火力発電所	出力2万kW以上
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	面積30ha以上	火力発電所(規模の変更)	2万kW以上
	廃棄物最終処分場	面積25~30ha	風力発電所	出力1,500kW以上
	尿処理施設		風力発電所(規模の変更)	1,500kW以上
	尿処理施設(規模の変更)			
	ごみ焼却施設			
	ごみ焼却施設(規模の変更)			
	下水道終末処理場			
	埋立・干拓	面積50ha超		
	港湾計画	埋立・掘込み面積合計300ha以上		
	土石・砂利採取			
土地区画整理事業	土地区画整理事業	面積100ha以上	埋立、干拓	埋立面積3ha以上
	土地区画整理事業	面積75~100ha	港湾施設の建設	新設

対象	法律		条例	
	※国が免許・補助金・法律設置法人・直接事業等の一一定の関与する事業 対象規模要件		対象事業の種類	対象規模要件
新住宅市街地 開発事業	第1種事業	面積100ha以上	工業団地造成事業	工業団地造成事業 事業面積 20ha以上(森林 <sup>(注1)</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>(注2)</sup> は10ha以上)
	第2種事業	面積75～100ha		
工業団地造成 事業		面積100ha以上		
新都市基盤整備 事業		面積100ha以上		
流通業務団地 造成事業		面積100ha以上		
宅地の造成事業		面積100ha以上		
第2種特定工作 物(レクリエーシ ョン施設)			宅地の造成事業	事業面積 20ha以上(森林 <sup>(注1)</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>(注2)</sup> は10ha以上)
工場等の建設			第2種特定工作物(レクリエーション施設)	事業面積 20ha以上(森林 <sup>(注1)</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>(注2)</sup> は10ha以上)
			工場等の建設(排水量)	2,000m <sup>3</sup> 以上
			工場等の建設(排水量)(増設)	日2,000m <sup>3</sup> 以上増
			工場等の建設(燃料使用量(重油換算))	時間3kL以上
			工場等の建設(燃料使用量(重油換算))(増設)	時間3kL以上増
			工場等の建設(敷地面積)	10ha以上
			工場等の建設(敷地面積)(増設)	10ha以上の増または土地の形状の変更
高層建築物			高層建築物	高さ60m以上・床面積5万m <sup>2</sup> 以上
その他			高層建築物(増築、改築)	5万m <sup>2</sup> 以上
			都市公園	改変20ha以上(森林 <sup>(注1)</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>(注2)</sup> は10ha以上)
			スキー場	改変20ha以上(森林 <sup>(注1)</sup> は15ha以上、自然公園 <sup>(注2)</sup> は10ha以上)

\*平成23年9月28日から平成26年9月27日までの間に、工業団地において工事着手するものについては、排水量 日 5,000m<sup>3</sup>以上、燃料使用量(重油換算) 時間10kL以上、または敷地面積20ha以上。

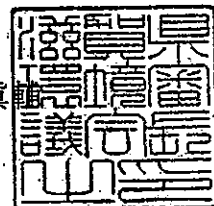
注1) 森林：国土利用計画法第9条第2項第3号に規定する森林地域が15ha以上含まれる場合  
注2) 自然公園：自然公園法第2条第1項に規定する自然公園の区域が1ha以上含まれる場合



滋 環 審 第 2 0 号  
平成24年(2012年)10月29日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

滋賀県環境審議会 会長 森澤眞



### 滋賀県環境影響評価条例の改正について (答申)

平成24年6月6日付け滋環政第558号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### はじめに

大規模な開発事業等の実施前に、事業者自らがその環境影響について評価を行い、環境の保全に配慮する環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくための極めて重要な施策である。

滋賀県では、昭和56年に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」に基づく制度をスタートし、この取り組みを開始してきた。その後平成9年に環境影響評価法（以下「法」という。）が制定されたことから、県の制度と国の制度との整合性に留意し、行政運営の公正の確保と透明性の向上に向けて適切に対応するため、平成10年「滋賀県環境影響評価条例」（以下「条例」という。）を制定し、法および条例に基づく環境影響評価手続の適用実績は着実に積み重ねられ、環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能が果たされてきた。

法の施行後十年を経過したことから、国においては法の施行を通じて浮かび上がった課題や、生物多様性の保全、地球温暖化対策の推進、行政手続のオンライン化等の社会情勢の変化に対応するため、平成21年より中央環境審議会において議論され、平成23年4月に一部改正法が成立・公布された。

条例においても、法改正の趣旨に鑑み、また県の制度と国の制度との整合性に留意することが必要である。

以上のことから、条例改正の必要があると考えられる。

#### 1 計画段階配慮書手続の新設



## ア 配慮書手続の必要性

現在実施している環境影響評価は、滋賀県域の環境保全に、着実に役割を果たしてきたところであるが、より早い段階から複数案を対象に比較評価を行う制度とすることで、一層、環境に配慮した事業の計画の策定を求めることが可能である。

そのため、滋賀県において、計画段階における配慮書手続の導入が必要と考えられる。

## イ 対象とする事業

法では国が関与する大規模事業を、条例では小規模事業等を環境影響評価の対象としているが、滋賀県域の環境をより一層、保全していくため、条例の対象事業を全て対象として計画段階において配慮書を作成することを義務化することが必要と考えられる。

また、法においては、第2種事業について、配慮書手続が事業者の任意とされている。条例では、第2種事業より小さな規模の事業についても配慮書手続を課すこととすることから、配慮書手続を行わない法の第2種事業についても、条例により配慮書手続を課すことが適当である。

## ウ 複数案の検討

事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされるためには、可能な限り早期の段階において、環境の保全の見地からの検討を加え、事業に反映していくことが望ましい。配慮書手続の目的は、事業実施による重大な環境影響の回避・低減である。そのため、まず、位置・規模に係る複数案を検討すること、次に、配置・構造に係る複数案の検討をすることが必要と考えられる。

なお、計画によっては複数案が設定できない場合があることが想定される。事業者が複数案を設定できない場合には、配慮書手続の意味が失われないよう、複数案を設定できない理由を明らかにすることを規定するなど、制度的に担保を講じておくことが必要と考えられる。

## エ 調査の手法

自然環境の調査においては特に現地調査の重要性が指摘されているところであるが、配慮書手続では、現地調査を義務づけるなど事業者に過度の負担を求めることは適切とは言えない。

そのため、調査は、原則として既存の資料により行うものとし、重大な環境影響を把握する上で必要な情報が既存資料で得られない場合は、専門家等の知見の収集を行い、それらによっても情報が得られない場合には現地調査を行うなど、現地の状況把握に努めることが適当である。

## 2 実施計画書の名称

法の「方法書」に相当する図書を条例では「実施計画書」としていたが、法と全く同じ内容のものであれば同じ名称とするほうが、環境影響評価を実施する者にとっては分かりやすいと考えられる。

滋賀県では、法に先駆け昭和56年に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定し環境影響評価制度をスタートさせてきており、「実施通知書」という手続を規定していた。平成9年の法制定を受けた条例制定時には「実施」の表現が県民や事業者に定着していたこと、法の「方法書」の記載事項に加えて事業場所の選択、レイアウトの設定その他環境の見地から行われた考慮の内容等の記載を求めていたことから、「方法書」とはせず「実施計画書」の名称を用いた。条例施行後15年を経過し、今回の条例改正により記載事項が法の「方法書」と同様となることから、これを機に、法と名称を合わせて「方法書」とすることが適当である。

## 3 方法書における要約書の作成および説明会の開催

方法書については、その大部化および内容の高度化が進んでいることから、内容をわかりやすく周知することが必要である。方法書への理解を一般に深めるため、要約書の作成や説明会の開催を義務づけることが適当である。

## 4 環境影響評価図書のインターネット等による公表

現状では、住民が環境影響評価図書を縦覧しようとした場合、実際に縦覧に供している県や市の事務所等に出向く必要があり、また、図書の分量が多いため縦覧しづらいこともあり、誰もが容易に縦覧できるよう電子縦覧を導入することが必要と考えられる。

そのため、準備書等の環境影響評価図書について、インターネットの利用等の方法により公表することを義務づけることが適当である。

## 5 事後調査

条例では、環境影響評価書に事後調査実施計画を記載した場合に、事後調査の実施や事後調査実施報告書の公告・縦覧、知事が事業者等に対し環境保全のために必要な措置を講ずるよう求めること等について制度化しており、この制度のない法対象事業についても準用していた。

今回の法改正により事後調査と内容を同じくする環境保全措置が位置づけられ、法対象事業については、環境保全措置等の実施状況についての公表等が新たに義務づけられることとされたが、知事の関与する機会は設けられなかった。

そのため、事後調査の実施等に関し、法対象事業についても、これまでと同様に知事の関与を維持することが適当である。

おわりに

環境影響評価制度は、事業者自らが適正に環境保全上の配慮を行うように設けられた制度であるため、改正にあたっては、施行までに事業者への十分な周知期間の確保および調査手法等に関する制度の確立に努めることが必要である。

以上を踏まえ、環境影響評価条例等の諸規定の整備を進められ、環境影響評価制度の一層の推進に努められたい。

